長与町農業委員会会議録

令和３年４月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和３年４月農業委員会総会

１．日時　　令和３年４月２６日（月）　　９時３０分から１１時２０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第１号報告　農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について

第５　　第２号報告　農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用届出について

第６　　第３号報告　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中全員の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は、永冨委員が少し遅れるとのことで現時点では７人出席でございます。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　皆さん方御存じのように、コロナ渦でまた厳しい状態が続いております。これがもっと進みますと、県の方からもいろんな指示が出てきます。もしそういう指示があれば、５月は農業委員さんだけの総会になり得ることもありますので、事前に皆さん方に御了解をいただければと思います。それから、今非常に雨が少なくて異常乾燥で、剪定芝とか防風林の芝を燃やすということがよくありまして、畑の火災が非常に起こっております。そういうことで皆さん方にも特に注意をいただいて、あさってぐらいから２日間ぐらい雨が降るという予報がありますが、少し雨が降ればなあというところですね。ミカンも非常にこういう異常気象の状態で、花も着花が非常に多くて、大変な気候環境になっていると思っております。そういう中でも農業は粛々と進めなきゃいけないというところがありますから、特に地球環境と農業が、非常に密接な関係があるということで、皆さん方もそういうことも考慮しながら作業に励んでもらえればと思います。

それでは、令和３年４月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名　委員を２人、指名いたします。９番　益冨　雅彦委員と１０番　柳原　厚志委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が２件、第２号議案　農用地利用集積計画が８件、報告事項は、農地転用専決処分報告が４件です。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、説明いたします。

議案書の１ページをお開きください。

整理番号３、申請地が長与町本川内郷（地番）、地目は畑で、３９７㎡。同じく（地番）、地目は畑で、９５５㎡。合計２筆で１，３５２㎡です。農地区分は、２筆とも農用地区域内です。申請者は、譲渡人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買による所有権移転で、価格は〇〇円。１０ａあたりの単価は、〇〇円です。備考欄に記載している通り、譲受人は、後継者がおられます。申請地は荒廃しており、隣接する自己の農地に影響を及ぼすため、購入し改善を図るもので

す。譲受人の耕作地は、１７，４１８㎡、労働力は３人です。都市計画区域外となります。
次に、土地の所在を説明します。２ページをお開きください。図面の中央に〇〇トンネルがあるかと思いますが、そこから１２０m程上ったところの赤色で表示してある場所が、該当地２筆となります。
なお、農地の正確な位置等につきましては、３ページに字図を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので説明をお願いします。
７番　原口　司　農業委員。

７　番　　１６日の１１時１５分から、現地を水谷会長、福本局長、森係長、益冨さんと一緒に確認しました。それと、行政書士さんも一緒に来ていただきました。現地は、（譲受人）の家の上になるんですけど、（譲渡人）は体調を崩して、今農業できない状態です。３ページを見ていただいて、（地番）に（譲受人）の家があるんですが、そこの上の赤く塗ってあるところが、今回申請の土地です。息子さんが、４月から本格的にミカン作りをやるということで、仕事を辞められて、本格的にミカン作りに入られました。赤いところのちょっと横、右側に（氏名）さんの畑があるんですけど、それも（譲受人）が借りて、今手入れをしてミカンを作っています。ここも今は荒れているんですけど、将来的にはきれいにして、ミカンを作るという話でした。問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　長　　続きまして、９番　益冨雅彦　農業委員、お願いします。

９　番　　原口委員さんの説明のとおり問題ないと考えております。一つだけ追加をさせていただきますと、今３ページで説明がございましたけれども、申請地２筆の下に、地番が（地番）の土地がございます。この土地につきましても（譲受人）の血縁になられる方の土地でございますけれども、もう既に亡くなられているということでございます。今相続に関する法改正も行われているようでございますけれども、そういう部分も、頭に置きながら、できれば荒廃していくこういう相続がきちんとできていないような農地についても、何とか対応ができるようになればいいなと考えております。以上でございます。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、２件目について、事務局よりお願いします。

事務局　　２件目です。議案書の１ページをお願いします。
整理番号４、申請地が長与町斎藤郷（地番)。地目は畑で、２８７㎡。農地区分は、農用地区域内です。申請者は、譲渡人が、長与町斎藤郷（地番)、(氏名）さん。譲受人が、長与町斎藤郷（地番)、(氏名）さん、申請目的は、売買による所有権移転で、価格は〇〇円、１０ａあたりの単価は、〇〇円です。備考欄に記載している通り、申請地は、以前より譲受人が草刈等の保全管理をしており、隣接地に自己農地のあるため、今回購入し、周辺農地をより一体的に管理するものです。譲受人の耕作地は、３４，９１８㎡、労働力は２人です。市街化調整区域となります。
次に、土地の所在を説明します。４ページをお開きください。図面の上手の〇〇公園付近から、３００m程度上った場所にございます。おおまかな説明で申し訳ありませんが、図面中央の赤色で表示した場所が、申請地の斎藤郷（地番）でございます。
なお、農地の正確な位置等につきましては、５ページに字図を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本　謙二　推進委員。

推進委員
７　番　　４月の１６日午後１時半から、水谷会長と福本局長、森係長と買主と私、計５名で現地の確認をいたしました。(譲渡人）はもう２、３年ほど前に、車の免許も返納して、草払い等は

（譲受人）とかシルバーを雇って管理をしている状態でした。この土地は、現在桜の大きな木が３本ほど植わっております。昔は花梅かなんかも植わっていて大体、木に咲く花を植えている畑かなあという感じでございました。その土地の横に（譲受人）の土地がありまして、米とかミカンとか野菜とか、たくさん作ってかなりの面積をこなしているんですけど、今までこの（譲渡人）の土地が、ほとんど耕作物を作っていなかったために、これが新たに農地としてよみがえるということは、地区内の人間としても嬉しいことでありまして、特に、売買は問題ないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
２番　渡邉　章三　農業委員。

２　番　　今、話があったとおりでございます。２、３点つけ加えをしたいと思います。この土地は今言われたとおりですが、５ページを見てください。（譲受人）が、ここの周りはほとんど自分の畑なんです。まず（地番）、（地番）、（地番）、（地番）、（地番）。で、（地番）は堤になっております。周りがほとんど（譲受人）の畑でして、本人さんも車もあげて今電動車で行動をされております。実際もう１５年か２０年ぐらいはそのままの状態でしたので、幸いにも、ここが（譲受人）のそばでよかったなというふうに思っております。もう１か所ですね、（地番）というのがありますが、実はここも（譲渡人）の土地なんですね。ここも相当大木が茂っておりまして、その周りは全部整備されて作物を作っております。ここもどうにかならんかなと前から思っていたんですが、今回はとりあえず（地番）を（譲受人）が買うということで問題ないと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第２号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。まず１件目について、説明をお願いします。

事務局　　それでは第２議案　農用地利用集積計画について説明します。第２号議案をご準備ください。１ページから２ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。議案書の３ページをお開きください。

１件目です。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町斎藤郷（地番）。利用権を設定する土地は２筆で、長与町斎藤郷（地番）、現況地目は畑で、８８８㎡、同じく（地番）、現況地目は畑で、４７４㎡、合計２筆で、１，３６２㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は野菜です。期間は、令和３年５月１日から令和６年の４月３０日までの３年間です。年間の借賃は、２筆で〇〇円で、毎年年末に自宅へ納入します。平成２１年に新規で借り入れており、今回４回目の更新です。土地の所在ですが、５ページをお開きください。先ほどの３条申請地とほぼ同じ場所です。図面の上手の〇〇公園付近から、３００m程度上った場所にございます。赤色・橙色で表示してある場所が、申請地２筆です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本　謙二　推進委員。

推進委員
７　番　　これも４月１６日、先ほどのメンバー５名と一緒に現地立会いを行いました。（借主）さんですね、継続ということで毎年季節の野菜を作ってらっしゃいます。特に問題はないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

２番　渡邉　章三　農業委員。

２　番　　５ページに図面がありますけど、その前に１号議案の５ページを見てください。１号議案の５ページの（地番）というのがありますよね。ここが、２号議案の（地番）、（地番）と同じところです。その上も（地番）ってありますね。ここがこの場所です。作物は、タマネギとか、あと白菜とか、そういう野菜を全部作っておられます。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、２件目と３件目をまとめて、事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案書の６ページをお開きください。まず２件目です。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、(氏名）さん、長与町平木場郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆で、長与町平木場郷（地番)、現況地目は畑で、１，８１８㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物名は果樹みかんです。期間は、令和３年５月１日から令和２３年の４月３０日までの２０年間です。新規となります。
続いて８ページをお開きください。３件目も借主が同じですので、続けて説明いたします。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、(氏名）さん、長与町吉無田郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、(氏名）さん、長与町吉無田郷（地番)。利用権を設定する土地は２筆で、長与町平木場郷（地番)、現況地目は田で、５６２㎡。同じく（地番)、現況地目は畑で、３６８㎡、合計２筆で９３０㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物名は水稲と野菜です。期間は、令和３年５月１日から令和１３年の４月３０日までの１０年間です。新規となります。
ここで、本日お配りしております、資料№.１の就農計画をご覧ください。(借主）は、定年を迎えたことを機に就農される、定年帰農者です。ご実家が農業経営をされておられまして、実家の手伝いなどで、農業経験は豊富でいらっしゃいますが、この度、ご兄弟から農地を借り受け、ご自身が主体となり農業を行うということで、就農計画を提出いただいております。内容について簡単に説明いたします。(借主）の就農計画です。

１ページの１－（２）就農時における目標ですが、経営規模は０．３５６ヘクタール、今回議案としてあがっている２件の利用集積と、ご自身が相続された農地の合計の面積です。作物は果樹・野菜・米をそれぞれの農地で計画されております。所得目標は、年４０万円、労働者は記載の２名です。次のページに就農準備計画、経営開始のための事業計画、資金調達を、その次のページに営農計画を記載しておりますのでご覧いただければと思います。

議案書にお戻りください。土地の所在ですが、１１ページをお開きください。図面の上の方に〇〇堤がありますが、そこから、東へ３００m程度の図面右側の赤色で表示した場所が、１件目の申請地　平木場郷（地番）、図面の左下に、小さくて申し訳ありませんが、緑色で表示してある場所が、申請地　平木場郷（地番）、青色で表示してある場所が、平木場郷（地番）です。図面には表示できておりませんが、平木場郷の（施設名）から、少し入った場所になります。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

尾﨑明光推進委員。

推進委員２　番　　現地確認を４月１６日９時半から行いました。まず、（地番）のほうになりますけども、1,８１８㎡、お兄様から借ります土地ですけども、ここにつきましては、現在は遊休農地の形状になっております。まだ木とかは生えておりませんが、もうかなり荒れた状態ではあります。もうやめられて多分３年以上経っていると思うんですけども、ここを草等をきれいに払って、№１の資料にありますように、果樹系統ですね。柑橘から、栗とか椿とか、そういうものを植えて、多角的にいろんなものを作りたいという計画であります。それと次のお兄様からの借地ですけども、（地番）につきましては、現況はきれいに管理をされております。そして今回新規でありますが、今まではこういう契約等は行わず、ちょっと口頭等で借りておられて、米も作っておられたということです。それと（地番）ですけども、ここも今現在いろんな野菜を作っておられます。これも同じように口頭でお兄様からちょっと土地を借りて、野菜を作っておられたということで、いろんな種類の野菜を一定規模で作っておられます。管理もきちんとされておられますし、ここもイノシシ等が出ますけども、そういうメッシュ等もきちんと張って管理をされております。ここは借りなければまたすぐ遊休農地になってしまうような状況になりますので、新たに新規就農でやられるということですので、問題ないと思います。以前から若い時から、この資料にもありますように、お父様の手伝いをよくされておられましたので、いろんな作物の作ることに関しては知識もきちんとあられると思いますので、問題はないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

５番　永田好紀　農業委員。

５　番　今、尾﨑明光さんから報告がありましたとおり、この方は、以前から親の手伝いをしたり、いろいろされておりまして、（地区名）の土地につきましては、もう過去何年か野菜を作って、その野菜の内容も結構上手に作っておられまして、それで、一応兄さんの土地ですけども、田も作ったりしておられます。それで、問題ないと思いますけども、（２件目貸主）の土地は、上は平らな土地がちょっとあるわけですけども、あとは急傾斜がほとんどなんですね。それで、これをどういうふうにしてきれいにされて作業されるかなあと思って楽しみにしております。内容としては、この方は問題ないと思います。以上です。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。
まずは、２件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、３件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、４件目から６件目をまとめて、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案書の１２ページをお開きください。４件目です。４件目から６件目は貸主が同じで、場所がまとまっておりますので、まとめて説明します。４件目、１２ページです。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番）、現況地目は田で、１，７１１㎡です。利用権の種類は　賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年５月１日から令和８年の４月３０日までの５年間です。年間の借賃は、〇〇円で、毎年年末に自宅へ納入します。平成２８年に新規で借り入れており、今回１回目の更新となります。

続いて、１４ページをお開きください。５件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番）、現況地目は田で、１，７３６㎡です。利用権の種類は　賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年５月１日から令和８年の４月３０日までの５年間です。年間の借賃は、〇〇円で、毎年年末に自宅へ納入します。平成２８年に新規で借り入れており、今回１回目の更新となります。

続いて、１６ページをお開きください。６件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する土地は２筆で、長与町三根郷（地番）、現況地目は田で、１，８３７㎡。同じく、（地番）、現況地目は田で、１，１５４㎡。合計２筆で、２，９９１㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年５月１日から令和８年の４月３０日までの５年間です。年間の借賃は、〇〇円で、毎年年末に自宅へ納入します。平成２８年に新規で借り入れており、今回１回目の更新となります。

土地の所在ですが、１８ページをお開きください。図面の中央に〇〇橋が接続する、〇〇交差点がありまして、その少し右上の線路付近に、〇〇寺がございます。そこから、線路を超えた一体に、それぞれ色付けしております、申請地　４筆がございます。

以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中光夫　推進委員。

推進委員３　番　はい。４月１６日の午後から水谷会長、事務局長、森さん、それと柳原委員と私の５人で現地を確認いたしました。全てにおいて、きれいに整理されておりまして、また、継続ということもありまして、何の問題もないと思われます。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１０番　柳原　厚志　農業委員。

１０番　　はい。田中委員さんの説明がありましたけど私のほうからも、補足説明したいと思います。最初１２ページを見ていただければと思います。借主の（氏名）さんは自分の水稲は全然持っていらっしゃらなくて、ほとんど借りて水稲を作られております。私の確認したところ９反ぐらいですかね、機械もコンバインとか田植機とかトラクター、これを持っていらして、水稲を三根地区を借りて作っていらっしゃいます。それで耕作者としては問題ないと思います。貸主については嬉里の方で、ここは買われて貸しておられます。現状はそういうことです。次に、１４ページの借主の（氏名）さん、この人も三根の〇〇神社の近くの人で、自分の水稲も持っていらっしゃるんですけど、別に２か所ほど借りて耕作をされております。これは水稲ですけど、この人も機械はコンバインとか、トラクター、田植機をもっていらっしゃいますので、耕作者として何も問題ないと思っております。今度は１６ページ、本川内の（氏名）さんが借主で耕作されるということになっております。（６件目借主）は、機械類はコンバインとかトラクター、田植機を持って三根地区もほかにも何か所か借りて作っておられますので、別に耕作者としては問題ないと思います。私のほうからは以上です。

議　長　　４件目、５件目、６件目について説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
はい。渡部委員どうぞ。

２　番　　耕作については別に問題ないと思いますが、年間の借賃が（６件目）のところが、若干高いですね。上の（４件目）と（５件目）は、反当り〇〇円。下が〇〇円となっていますがこの違いは何でしょうか。

議　長　　事務局どうぞ。

事務局　　はい。おっしゃるように、少し単価に差があるなというところがございます。結論としましては本人様同士のお話合いの結果ということになるかと思います。ちなみに２８年の１番最初の時から、この単価で借入れをされていらっしゃるということで、今回継続で、金額の変更をなされてないのかなというふうに判断をしています。以上です。

議　長　　私も少し単価が違うのがどうかなというふうに見ていたんですけども。柳原委員、借りた古さというかそこら辺はどうですかね。

１０　番　　私のほうから説明します。ここは、（６件目借主）が借りられる前はですね、（氏名）さんが借りて作ってらっしゃったんですよね。多分その当時からの借賃の金額だと私は思っております。そういうことです。以上です。

議　長　　後のほうが単価が安いような感じがするんですね。過去は米〇俵とかという事例があって。この頃は米〇俵ということ、それから反当たり〇〇円っていうのが何か相場みたいになってきているんでですね。多分ここら辺の時間的な差かなと。貸し借りのスタートが古いほどちょっと高かったのかなあと。今の時点では、少し米の単価も安くなっていますから、そういうことかなと私は想定をしたんですけれど。ここら辺はちょっと定かでありませんけども。渡邉委員いいですか。

２　番　　はい。町の基準、例えば一般の水田と圃場整備内の単価っていうのは一応基準があったんじゃないかなと思っているんですよね。そこら辺との整合性がどうなのかなと思って。ここで分かるかどうかわかりませんが、多分産業振興課のほうはわかっているんじゃないかなという気がしますが。わかっていればそこの基準との比較はどうなのかなと思って。

議　長　　これは前から、この単価の問題はいろいろ問題になってですね、相場というものについてどうなのかということが、論議をされたんですけれども。例えば、共済の掛金なんかは反当たり何俵上がっていくらという掛金を作っていくわけですね。そうすると当然、圃場整備は高い。収量が。圃場整備の良いところはですね。そういうことで引き受けの額というのが大体、水稲共済にあるんです。ですから、地力が低いところは大体低いということですけれども、ただ、そればかりとはどうも言えないような。やはり貸し手と借り手の関係の中でなっているような感じがします。ですから、圃場整備は当然ですね、収益性も高いから収量も高いということは事実です。そういうことかなと。ただ、それに対して設定したものはありません、具体的に。区画整理の中の路線価みたいなものもありませんし、ただ圃場整備とそれは収量が違うということで、引き受け額で大体その額に近いものになっているような感じがいたします。以上です。

ほかにご意見・質問はありませんか。

それではご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。

まずは、４件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、５件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、６件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、７件目を、事務局より説明をお願いします。

事務局　１９ページをお開きください。７件目です。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番）、現況地目は田で、１，２３６㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年５月１日から令和８年の４月３０日までの５年間です。年間の借賃は、〇〇円で、毎年年末に自宅へ納入します。平成２８年に新規で借り入れており、今回１回目の更新となります。
土地の所在ですが、２１ページをお開きください。図面の中央に〇〇交差点がございまして、そこから〇〇方面に入った、赤色で表示してある場所が、申請地　三根郷（地番）です。
以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
田中光夫　推進委員。

推進委員
３　番

これも１６日の午後から現地を確認しました。これも継続ということで、別に問題はないと思います。以上です。

議　長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１０番　柳原　厚志　農業委員。

１０　番

貸主の（氏名）さん、この人も高齢になって、前は自分で作ってらっしゃったんですけど、もうどうしても作りきらないということで、（借主）に耕作をお願いして、貸されたわけなんですけど。（借主）は機械も持っていらっしゃるし、耕作者として問題ないと思います。以上です。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
はい、崎山委員どうぞ。

４　番

先ほどの渡邉委員の質問に関連するんですが、今回の件は、半分ぐらいの敷地なのに、年間〇〇円の借地料を払われるんですがそれに関しても、前回の会長のお答えで納得をするんでしょうか。

議　長

これは継続ですね。前回と同じ額でっていう形です。ここは少し道からいうと国道に近い部分ではあるんですけれども、作るのには別に関係ないですけどね。距離は関係ないんですけれども、やっぱりこれは相対で、それともう一つは前そうだったから今回継続もそれでいきたいということがこういう額を引っ張ってきていると思います。ここで、例えばどこかが仲介をして、中間管理機構とかがあるとそこら辺で少し額の調整はできると思うんですけども、やっぱり相対での契約の場合にはそのまま前額を引っ張ってくるというのがどうも通常みたいで。そういうことでご理解いただけますかね。
ほかにご意見ありませんか。はい。柳原委員、お願いします。

１０　番

賃借料の問題はですね、相対で決めるもんだから特別決まった金額は、うちのほうではないんですよね。それで１０年ぐらい前はお米もかなり高かったんですけど、今はもうお米も値段が下がっていますので、賃借料、新たに契約される方は割と安くで決められていると思います。前からずっと継続されている方がちょっと高めだと思っておりますけど。

以上です。

議　長　　ほかにご意見・質問はありませんか。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、８件目を、事務局より説明をお願いします。

事務局　　続いて、２２ページをお開きください。８件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町丸田郷（地番）、現況地目は畑で、２８０㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物名はみかんです。期間は、令和３年５月１日から令和１３年の４月３０日までの１０年間です。新規となります。

土地の所在ですが、２４ページをお開きください。図面下側に〇〇団地がありますが、そこに隣接する、丸田郷（地区名）の山手に申請地がございまして、（施設名）からまっすぐ進み、図面左上付近が、申請地　丸田郷（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

増田　博光　推進委員。

推進委員５　番　　４月１６日午前１１時半ぐらいに、私と崎山委員と原田委員、水谷会長と福本事務局長と森係長の６名で確認に行きました。（貸主）のところも遊休農地なんですよね。体があまり良くなくて、親戚の（借主）にお願いしたところです。それで、（借主）もすぐ上がみかんを作っているんで、その関係で引き受けた次第です。それでその隣も遊休農地があるんですが、草はきれいに切ってあるんですけど、そこも（借主）と相談したりしながらちょっとしても

らえんやろうかということを今相談しているところです。何の問題もないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
４番　崎山光子　農業委員。

４　番　　場所的には日当たりもよくて、とてもミカンに向いているなというふうに思いました。ただあの上までは、イノシシの柵を全部してありますが、ここに関しては、フリーになっていましたので、柵の設置がないと無理かなというふうに感じました。以上です。

議　長　　続きまして、１２番　原田正利　農業委員お願いします。

１２　番　　現地は、耕作をしていない場所も保全管理をしてあって草刈りなどきれいにしてあってですね。今回貸し出す場所も、これだけきれいにしてあれば、すぐに植え穴を掘れば植えられるような状態で。あそこの地区全体がある程度全部きれいにしてあるので、ある程度の地区がこれくらいの状態まですれば次の借り手も出るのになというのはものすごく感じました。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

議　長　　これからは、報告事項に移ります。
農地転用専決処分の報告を事務局、お願いします。

事務局　　それでは、報告いたします。まず、令和３年４月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。
それでは報告事項の１ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出です。１.当事者の氏名・住所・職業、（組合名）理事長（氏名）さん。長与町吉無田郷（地番）。２．土地の所在等　高田郷（地番）、地目は、登記簿は畑、現況は休耕地の７３２㎡、以下８筆の計６，８８４㎡です。土地の所有者は記載のとおりです。この事業は土地区画整理法による整備事業です。このたび、（組合名）として県知事より設立が認可され、事業に着手するにあたり、農地転用の届出書が出されております。３．転用計画　転用の目的に係る事業または施設の概要は、宅地造成です。４．申請日　令和３年３月３１日、５．専決処分の日　令和３年４月１６日。
２ページをお開きください。土地の所在地を説明します。図面の上の部分に、（施設名）がございますが、その向かい側にある一帯に今回の開発区域がありまして、そのうち、黄色い部分が今回届出のあっている農地８筆の部分です。事業の全体は、３ページの土地利用計画図をご覧ください。開発区域は、黄色やオレンジ、緑で色付けされている部分にとなります。地目としては、４ページの字図にありますとおり、左側に朱書きで畑と記載のある、農地部分と、あとは、主に山林で占められております。
続けて、２件目です。５ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書、農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用届出です。これは、農業用倉庫の建設にあたる届出です。１.当事者の氏名・住所・職業。（氏名）さん。時津町浜田郷（地番）、職業は、農業です。２．土地の所在等。斎藤郷（地番）、地目は、登記簿、現況ともに畑で、面積は、２，４４６㎡のうちの１０㎡です。３．転用計画。転用の目的に係る事業または施設の概要は、農業用倉庫で、機械や、収穫物を収納します。建築面積は９.９㎡です。４．申請日　令和３年４月７日、５．専決処分の日　令和３年４月２０日。
６ページをお開きください。土地の所在地を説明します。図面の上手の〇〇公園付近から、３００m程度上った場所にございます。青色で表示してある場所が、届出地　斎藤郷（地番）です。
以上の２件につきまして、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和３年４月２６日　長与町農業委員会　事務局長　福本美也子。
以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

２件目の農業用倉庫については、地元の渡邉委員が確認をしてくれて事務局へ連絡をいただいて、それを事務局が指導をして届を出してもらった案件です。みなさんもそういった事例があれば、事務局へ連絡をいただければと思います。

続いての報告をお願いします。

事務局　３件目です。８ページをお開きください。

農地転用専決処分の報告書、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名・住所・職業　譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長崎市八千代町（地番）。職業は不動産業です。譲渡人は、（氏名）さん。長崎市西海町（地番）、職業は自営業です。２．土地の所在等　高田郷（地番）の一部の２７９㎡、地目は、登記簿は畑、現況は宅地です。高田南土地区画整理事業地内〇〇街区〇号、面積は４４㎡です。３．転用計画　転用の目的に係る事業または施設の概要は、駐車場です。４．申請日　令和３年３月１８日、５．専決処分の日　令和３年４月１４日。

土地の所在地を説明します。９ページをお開きください。〇〇水源地を左手に見ながら、〇〇側から、（地区名）へ抜ける道の途中にございます、赤色で表示してある場所が、届出地、高田郷（地番）です。

続いて、４件目です。１０ページをお開きください。

農地転用専決処分の報告書、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。１.当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（氏名）さん、長与町北陽台（地番）、職業は会社員です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）、職業は自営業です。２．土地の所在等。嬉里郷（地番）、地目は、登記、現況ともに畑で、面積は、２０４㎡です。３．転用計画　転用の目的に係る事業または施設の概要は、一般住宅建築で、売買による所有権移転です。４．申請日　令和３年４月１６日、５．専決処分の日　令和３年４月２１日。

土地の所在地を説明します。１１ページをお開きください。

図面左手に、嬉里郷の〇〇交差点、図面中央に〇〇公園がございますが、そこから、団地を奥に進んだ、図面右手の赤色で表示してある場所が、届出地　嬉里郷（地番）です。

以上の２件につきまして、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和３年４月２６日、長与町農業委員会　事務局長　福本美也子

以上です。

議　長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

議　長　次は、行事報告です。事務局、お願いします。

【この後、令和３年４月の行事報告が行われた】

議　長　　５月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　５月２６日９時３０分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議　長　　以上をもちまして、長与町農業委員会４月総会を閉会します。